資料１－２

　　　　　　　　令和７年７月２２日

　　　　　　　　障害福祉部

世田谷区障害者施策推進協議会の運営について

○世田谷区障害者施策推進協議会（以下「推進協」という。）は公開とし、傍聴を可能とする。傍聴は先着順とし、予め決められた定員以内とする。

○傍聴者は発言を許可しない。

○部会長は、傍聴者が推進協の進行を妨げる場合または妨げる恐れがある場合は、退席を求めることができる。

○推進協の開催に関しては、区のおしらせ及び区のホームページで周知する。

○パソコン文字通訳については事前に希望を受付ける。希望があった場合は、パソコン文字通訳を行うため、会場内において区が依頼した事業者が通訳を行う。

○議事録を作成するため、会場内において区が依頼した事業者が速記を行う。

○資料及び議事録は区の公式ホームページで公開するとともに、区政情報センター及び区政情報コーナーで閲覧に供す。

○議事録において、発言者名は、委員は委員と表し、部会長及び区の管理職は職名を表することとする。

○委員は、区長から委嘱を受けた者であるため、欠席する場合において代理者の出席は不可とする。（傍聴は可能）

○その他、必要な事項は協議の上定める。